

吾妻漁業協同組合遊漁規則

(共第4号第五種共同漁業権)

(目的)

第一条 この規則は、吾妻漁業協同組合（以下「組合」という。）が免許を受けた共第4号第五種共同漁業権に係る漁場（以下「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（アユ、マス（ヤマメ、イワナを含む。以下同じ。）、コイ、フナ、ウグイ、オイカワ及びウナギをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）について制限に関して必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第二条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。ただし、未就学の幼児及び小学生が行う遊漁についてはこの限りではない。

2 前項の規定による申請は、期間1日の遊漁の場合は口頭又は組合が指定するオンラインシステムで、その他の場合には遊漁対象水産動物、遊具、漁法、遊漁区域及び遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を提出又は組合が指定するオンラインシステムにより申請しなければならない。

3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、当該遊漁の承認により当該水産動物の繁殖保護、組合員もしくは他の遊漁者（第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第十三条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 遊漁者は、直ちに第九条第1項あるいは同条第2項の遊漁料を同条第3項の方法により組合に納付しなければならない。

(遊漁期間)

第三条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする漁業は、それぞれ右欄に掲げる期間内でなければならない。

| 魚 種 | 期 間 |
|---------------------|--------------------------------------|
| ア ュ | 6月1日から8月31日までの期間内で組合が定める日時から10月31日まで |
| ヤマメ サクラマス イワナ | 3月1日から9月20日まで |

| | |
|---|--|
| マ ス (ヤマメ、サクラマス、 イワナを除く。以下同じ。) コ イ フ ナ ウ グ イ オイカワ ウ ナ ギ | 3月1日から9月20日まで (ただし、四万湖及び岩島橋から下流の吾妻川は1月1日 から12月31日まで) |
|---|--|

2 前項の公表は、組合の掲示板に掲示載するほか、組合のウェブサイトにて公表するものとする。

(漁具・漁法の制限)

第四条 遊漁に用いる漁具・漁法は、徒手採捕及び次の表の左欄に掲げるものとし、その規模はそれぞれ右欄に掲げる範囲でなければならない。

| 漁具・漁法 | 規 模 |
|---------|---|
| 手 釣 | 1人につき1本 |
| 竿 釣 | 1人につき2本以下 (鮎釣りの場合、ハリスの長さはおとり及び疑似おとりの 後端から14センチメートル以内) |
| す く い 網 | 1人につき1統・網口径45センチメートル以下 |

2 前項の規定にかかわらず、次の表のア欄に掲げる漁具・漁法は、イ欄の魚種をウ欄の区域においてエの期間中遊漁してはならない。

| ア 漁具・漁法 | イ 魚種 | ウ 区域 | エ 期間 |
|-------------------------------|------|-----------------|--------------------|
| コロガシ | ア ヌ | 組合が管理する漁場全域 | 11月1日から 翌年8月31日 |
| エサ釣 毛針釣 リール竿を使用 した釣り | ア ヌ | 組合が管理する 漁場全域 | 1月1日から 12月31日まで |

(禁止区域)

第五条 第三条の規定による期間内であっても、次の表の左欄に掲げる区域においては、それぞれ右欄に掲げる期間、遊漁をしてはならない。

| 区 域 | 期 間 |
|---|---|
| 四万発電所放水口から下流四万湯原橋まで約200mの間の四万川 | 3月1日から5月31日まで |
| 稲田堰堤から上流100mの間の新湯川 浄水橋から上流100mの間の深沢川 | 3月1日から5月31日まで |
| ふれあい大橋上流端から長野原堰までの吾妻川 (ハッ場大橋下流端から丸岩大橋上流端までを除く) | 1月1日から12月31日まで |
| ハッ場大橋下流端から丸岩大橋上流端までの吾妻川 | 1月1日から12月31日まで (第十条第1項の規定による組合が定める日時は除く) |
| お宮川 | 1月1日から12月31日まで |

(キャッチアンドリリース区間の設置)

第六条 次の表のア欄に掲げる魚種は、イ欄に掲げる区域でウ欄に掲げる期間において採捕した魚を所持し、又は販売を行うことはできず、採捕した場で再放流しなければならない。

| ア 魚 種 | イ 区 域 | ウ 期 間 |
|-------|---------------------|--------------------|
| 全 魚 種 | 舟渡大橋下流端から箱島堰堤までの吾妻川 | 1月1日から 12月31日まで |

- 2 前項の区域において、釣り針を使用する場合、シングルフックを1本（1本針を1本）もしくはトリプルフックを1本（3本針を1本）かつバーブレスフック（返しのない針又は返しを潰した針）を使用しなければならない。
- 3 第1項の公表は、組合の掲示板に掲載するほか、組合のウェブサイトにて公表するものとする。
- 4 第1項の区域において遊漁する際は、他の区間からの魚の持ち込みを禁止し、ビクその他の魚を収容できるものの持ち込みをしてはならない。

(全長の制限)

第七条 次の表の左欄に掲げる魚種は、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

| 水産動物 | 全 長 |
|------|-----|
| | |

| | |
|---------------------------------------|-----------|
| マ ス ヤ マ メ イ ワ ナ サクラマス コ イ | 15センチメートル |
| ウ グ イ オ イ カ ワ | 8センチメートル |
| ウ ナ ギ | 30センチメートル |

(採捕尾数の制限)

第八条 次の表の左欄に掲げる魚種は、第六条の規定による区域を除き、1人1日あたりそれぞれ右欄に掲げる尾数を超えて採捕してはならない。

| | |
|-------------------------|-----------------------|
| 魚 種 | 尾 数 |
| ヤ マ メ サクラマス イ ワ ナ | 20尾 (左欄の魚種を合算したもの) |

(遊漁料の額及び納付の方法)

第九条 遊漁をする場合は遊漁料について、別表の遊漁証取扱所（以下「遊漁証取扱所」という。）又は組合が指定するオンラインシステムにおいて納付するときは、次の表の通りとし、第3項ただし書に規定する方法により納付するときは、2,000円加算した額とする。なお、期間の欄の1年とは3月1日から翌年2月末日までとする。

| 魚 種 | 漁具・漁法 | 期 間 | 遊 漁 料 |
|-------|----------------------------|-----|---------|
| 全 魚 種 | 徒手採捕 手 釣 竿 釣 すくい網 | 1日 | 2,000円 |
| | | 1年 | 10,000円 |

注 遊漁料については、消費税及び地方消費税を含む。

2 次の表の左欄に掲げる者の遊漁料は前項の規定に関わらず、次表の相当欄の通りとする。

| 遊漁者の種類 | 魚 種 | 漁具・漁法 | 期 間 | 遊 漁 料 |
|--------|---------|-----------------------|-----|-------|
| 中 学 生 | アユを除く魚種 | 徒手採捕 手釣・竿釣 すくい網 | 1年 | 300円 |

| | | | | |
|----------------------------|-----|-----------------------|----|--------|
| 中高生 | 全魚種 | 徒手採捕 手釣・竿釣 すくい網 | 1年 | 2,000円 |
| 身体障害者 (県内居住者で手帳 所持者) | 全魚種 | 徒手採捕 手釣・竿釣 すくい網 | 1年 | 5,000円 |

注 遊漁料については、消費税及び地方消費税を含む。

- 3 遊漁料は、別表の遊漁証取扱所又は組合が指定するオンラインシステムにおいて納付しなければならない。ただし、期間1日の遊漁の場合は、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

(特設釣り場に関する事項)

第十条 組合は、次の表のア欄に掲げる区域内においては、それぞれイ欄に掲げる期間中を特設釣り場と定め、遊漁者はウ欄の漁具・漁法でのみ遊漁を行うことができる。ただし、採捕した魚は所持し、又は販売を行うことはできず、採捕した場で再放流しなければならない。

| ア 区域 | イ 期間 | ウ 漁具 |
|-------------------------|---|------------------|
| 八ッ場大橋下流端から丸岩大橋上流端までの吾妻川 | <ul style="list-style-type: none"> ・4月1日から5月31日までの土曜日、日曜日、祝日、4月3日 ・11月1日から12月20日までの土曜日、日曜日、祝日 | 竿釣り (1人につき1本) |

- 2 前項の区域及び期間で遊漁をしようとする者は、前条各項の規定にかかわらず、次の表の遊漁料を別表に掲げる組合が指定するオンラインシステムにおいて納付しなければならない。なお、期間の欄の1日とは午前8時から午後3時までとする。

| 魚種 | 期間 | 区分 | 遊漁料 |
|------|----|--------|--------|
| ニジマス | 1日 | 中学生 | 300円 |
| | | 上記以外の者 | 3,000円 |

注 遊漁料については、消費税及び地方消費税を含む

- 3 第1項の組合が定める区域及び期間については、組合の掲示板に掲載するほか、組合のウェブサイトにて公表するものとする。
- 4 第1項の区域において、釣り針を使用する場合、シングルフックを1本（1本針を1本）もしくはトリプルフックを1本（3本針を1本）かつバーブレスフック（返しのない針又は返しを潰した針）を使用しなければならない。
- 5 第1項の区域及び期間において遊漁する際は、他の区間からの魚の持ち込みを禁止し、ビクその他の魚を収容できるものの持ち込みをしてはならない。

(遊漁承認に関する事項)

第十一条 組合は第二条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証（以下「遊漁証」という。オンラインシステムにより発行されるものを含む。）を遊漁者に交付するものとする。

- (1) 承認を受けて者の氏名、住所および顔写真
（ただし、期間を1年とする遊漁証に限る）
- (2) 承認期間
- (3) 遊漁料の額又は遊漁券の種類
- (4) 発行者名
- (5) その他参考となるべき事項

2 遊漁証の交付は、別表の遊漁証取扱所、組合が指定するオンラインシステム又は漁場監視員において行うものとする。

3 遊漁証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第十二条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。なお、オンラインシステムにより発行された遊漁証を使用する場合は、遊漁開始前に遊漁料を納付し、遊漁中はオンラインシステムを通じて遊漁者の位置情報等が組合に提供されている状態で携帯しなければならない。ただし、電波が届かない等のやむを得ない場合又は漁場監視員の要求があった場合は、オンラインシステムで遊漁料を納付した情報が分かる印刷物又はオンラインシステムの画面等を提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、遊漁監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

4 遊漁者は、漁場の川及び湖底をかくはんしてはならない。

5 遊漁者は、組合が漁業法（昭和24年法律第267号）に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

(漁場監視員)

第十三条 漁場監視員は、遊漁者の対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことがある。

2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

- (1) 氏名及び顔写真
- (2) 有効期間
- (3) 発行者名

(4) その他必要な事項

(違反者に対する処置)

第十四条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後その者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする

(附則)

1 この規則は令和8年3月1日から施行する。

○令和8年2月4日群馬県知事認可 群馬県指令蚕特第201-2号

◆◆◆注意事項◆◆◆

遊漁者がこの遊漁規則に違反し、漁場監視員の指導に従わない場合は、漁業法第195条に規定する漁業権侵害事例として警察に通報し、取締り協力を求めるものとする。

◆◆◆注意事項◆◆◆

別表 遊漁証取扱所

| No. | 名 称 | 住 所 | 電話番号 | 備考、年券 |
|-----|----------------------|----------------|--------------|-------|
| 1 | 東吾妻町観光協会 | 東吾妻町原町 627-2 | 0279-70-2110 | ○ |
| 2 | 石田電業所 | 東吾妻町岡崎 1785-14 | 0279-59-3524 | ○ |
| 3 | 日野製パン(有) | 東吾妻町松谷 147-1 | 0279-67-2103 | |
| 4 | 加辺理容所 | 東吾妻町本宿 693-1 | 0279-69-3448 | ○ |
| 5 | セブンイレブン群馬高 山中山店 | 高山村中山 509-2 | 0279-63-3669 | |
| 6 | コグレ理容所 | 中之条町 948 | 0279-75-2588 | ○ |
| 7 | セブンイレブン中之条 バイパス店 | 中之条町伊勢町 31-6 | 0279-69-7030 | |
| 8 | ファミリーマート中之 条伊勢町下店 | 中之条町伊勢町 675-1 | 0279-69-7751 | |
| 9 | セブンイレブン 中之条横尾店 | 中之条町横尾 286-1 | 0279-75-7712 | |
| 10 | 安原商店(有) | 中之条町折田 687-2 | 0279-75-6104 | |
| 11 | 加藤孝幸 | 東吾妻町川戸 897-4 | 0279-68-5126 | ○ |
| 12 | セブンイレブン 中之条折田店 | 中之条町折田 171-1 | 0279-75-7767 | |
| 13 | ヘアーサロン関 | 中之条町四万 3980 | 0279-64-2921 | ○ |
| 14 | ファミリーマート 東吾妻原町店 | 東吾妻町原町 726-1 | 0279-76-4655 | |
| 15 | 高山村役場 | 高山村中山 2856-1 | 0279-63-2111 | ○ |
| 16 | 齋藤自転車店 | 中之条町伊勢町 575-5 | 0279-75-2793 | ○ |
| 17 | 吾妻漁業協同組合 | 中之条町伊勢町 1310-1 | 0279-75-4114 | ○ |
| 18 | 嬭恋村役場 | 嬭恋村大前 110 | 0279-96-0511 | ○ |
| 19 | そのだスポーツ | 嬭恋村三原 452 | 0279-97-2138 | ○ |
| 20 | 栃木屋旅館 | 嬭恋村大前 817-10 | 0279-96-0002 | |

| | | | | |
|----|--------------------|------------------------|--------------|---|
| 21 | 孀恋鹿沢キャンピング ガーデン | 孀恋村田代 1017 | 0279-98-0588 | |
| 22 | 長野原町役場 | 長野原町 1340-1 | 0279-82-2244 | ○ |
| 23 | 市川スポーツ | 長野原町 142-1 | 0279-82-3700 | ○ |
| 24 | 北軽井沢観光協会 | 北軽井沢 1988 | 0279-84-2047 | ○ |
| 25 | 草津温泉観光公社 | 草津甲 213 | 0279-88-4050 | ○ |
| 26 | 六合支所 | 中之条町小雨 577-1 | 0279-95-3111 | ○ |
| 27 | 金丘屋 | 中之条町入山 1673-1 | 0279-95-5005 | |
| 28 | セブンイレブン長野原 大津店 | 長野原町大津 400-4 | 0279-80-1771 | |
| 29 | セブンイレブン群馬北 軽井沢店 | 長野原町北軽井沢 1988-78 | 0279-84-3336 | |
| 30 | セブンイレブン孀恋三 原店 | 孀恋村鎌原 710-25 | 0279-97-1577 | |
| 31 | セブンイレブン孀恋大 笹店 | 孀恋村大笹 169-1 | 0279-96-1358 | |
| 32 | ローソン北軽井沢店 | 長野原町北軽井沢 1988- 1096 | 0279-84-6570 | |
| 33 | 味の民話 | 東吾妻町岩井 924-6 | 0279-68-2855 | ○ |
| 34 | 丸山正一 | 東吾妻町須賀尾 1883-2 | | |
| 35 | あづま温泉 桔梗館 | 東吾妻町新巻 325-1 | 0279-59-3533 | |
| 36 | セブンイレブン群馬吾 妻原町店 | 東吾妻町原町 706-1 | 0279-68-5444 | |
| 37 | 喜多方ラーメン きくや | 中之条町横尾 997-5 | 0279-75-1996 | ○ |
| 38 | あづまや | 中之条町四万 4401 | 0279-64-2688 | ○ |
| 39 | 御所平温泉かくれの湯 | 長野原町忘桑 1985-172 | 0279-82-1526 | |
| 40 | 山本郁夫 | 中之条町上沢渡 2669 | 0279-66-2326 | ○ |
| 41 | 阿部宏 | 中之条町四万 829-7 | 0279-64-2271 | ○ |

○：年券の取り扱いあり

組合が指定するオンラインシステム

| No. | 名 称 | 氏 名、所 在 | 電話番号 | 備考、年券 |
|-----|-----------|-------------------------------------|--------------|-------|
| 1 | Fish pass | 株式会社フィッシュパス 福井県坂井市丸岡町熊堂 3-7-1-16 | 0776(67)7335 | ○ |

○：年券の取り扱いあり

特設釣り場における組合が指定するオンラインシステム

| No. | 名 称 | 氏名、所在 | 電話番号 | 備考 |
|-----|-----------|-------------------------------------|--------------|----|
| 1 | Fish pass | 株式会社フィッシュパス 福井県坂井市丸岡町熊堂 3-7-1-16 | 0776(67)7335 | |